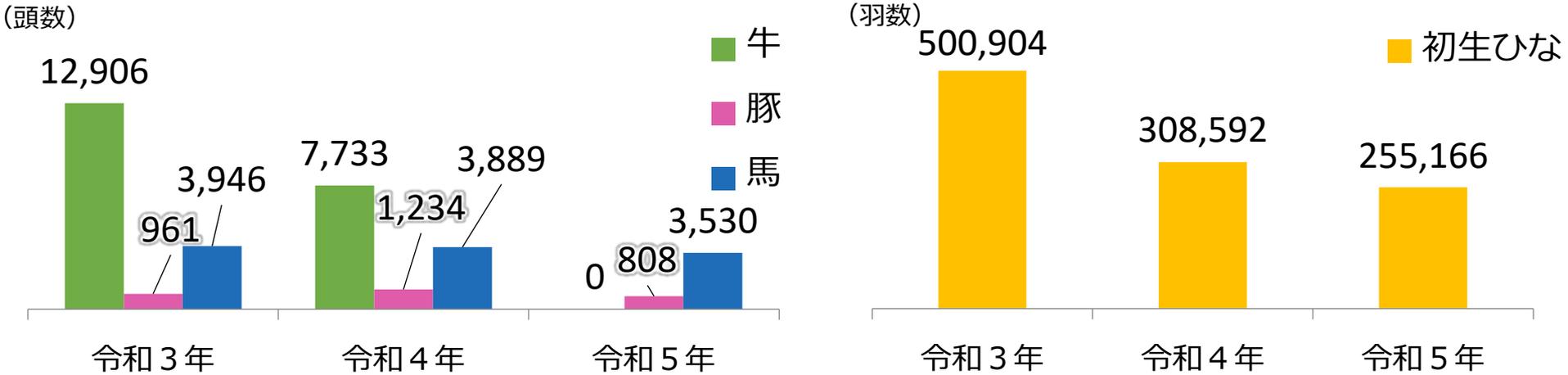
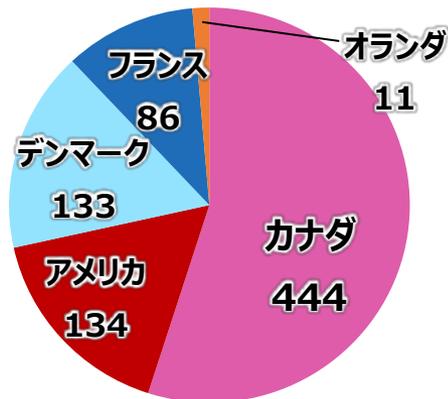


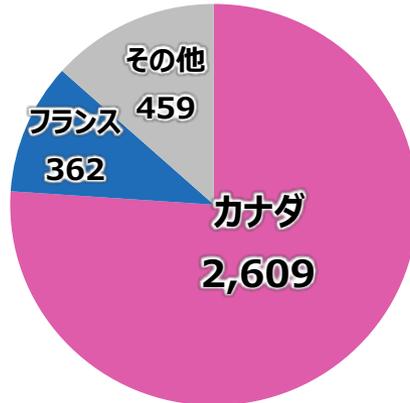
主な家畜の輸入検査実績（令和5年速報値）



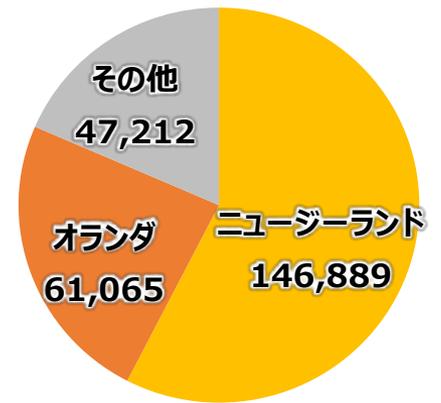
令和5年（速報値）国・地域別・用途別内訳



豚（国別内訳）
※全て繁殖用

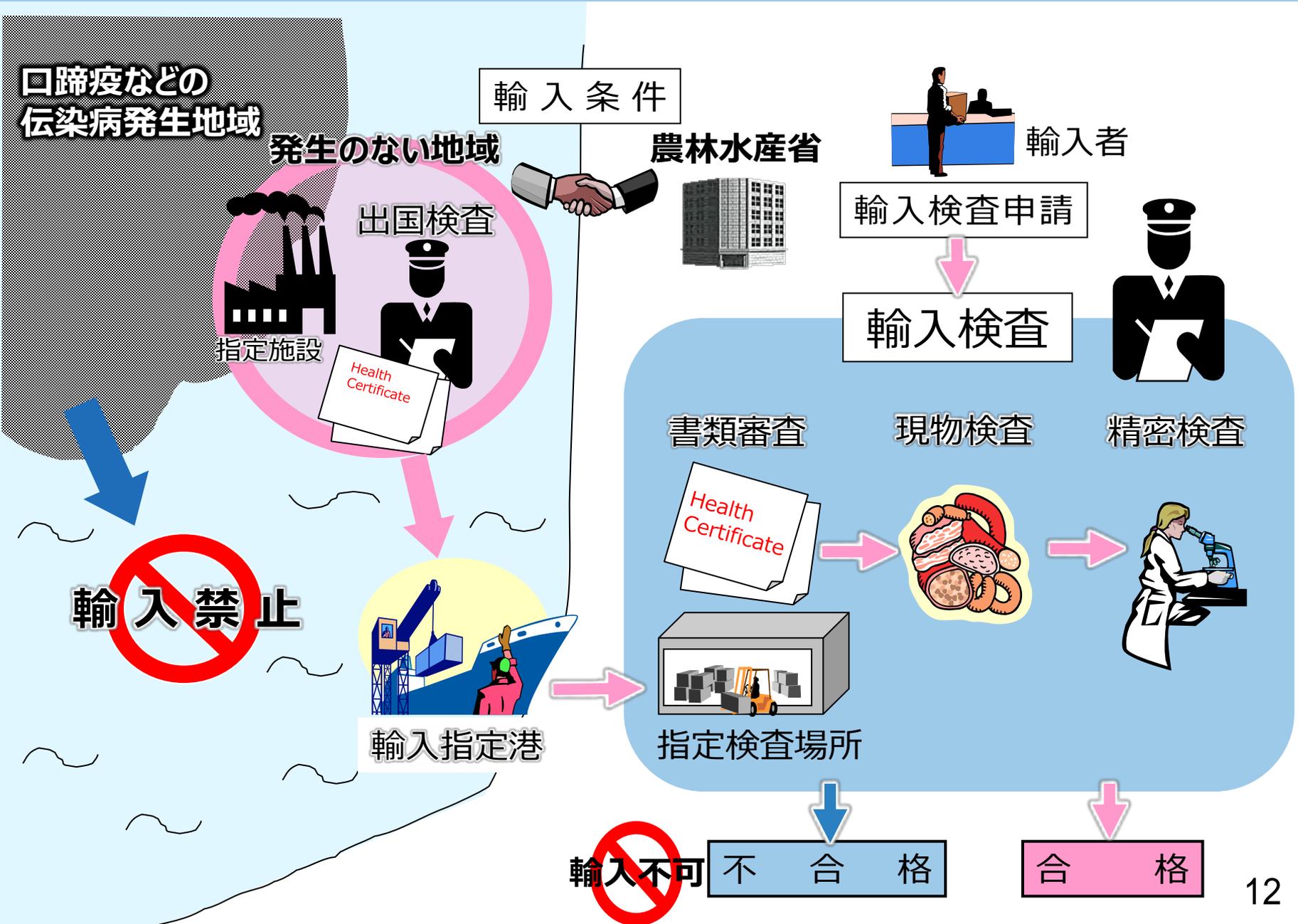


馬（国別内訳）
※カナダは全て肥育用



初生ひな（国別内訳） 11

畜産物（肉、ソーセージ等）の輸入検査



畜産物の輸入検査（家畜伝染病予防法）



1. 輸入港への到着



2. 指定検査場所



3. 書類検査



4. 現物検査



5. 精密検査



6. 消毒

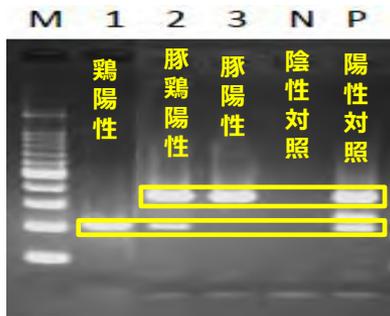
合格

7. 輸入検疫証明書の交付

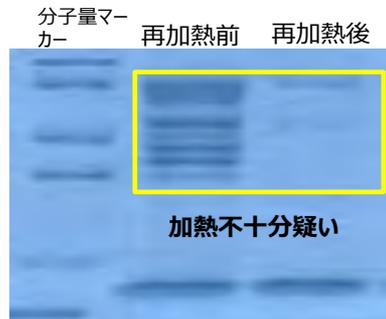
不合格

8. 焼却、埋却処分

肉種鑑別検査



加熱状況確認検査



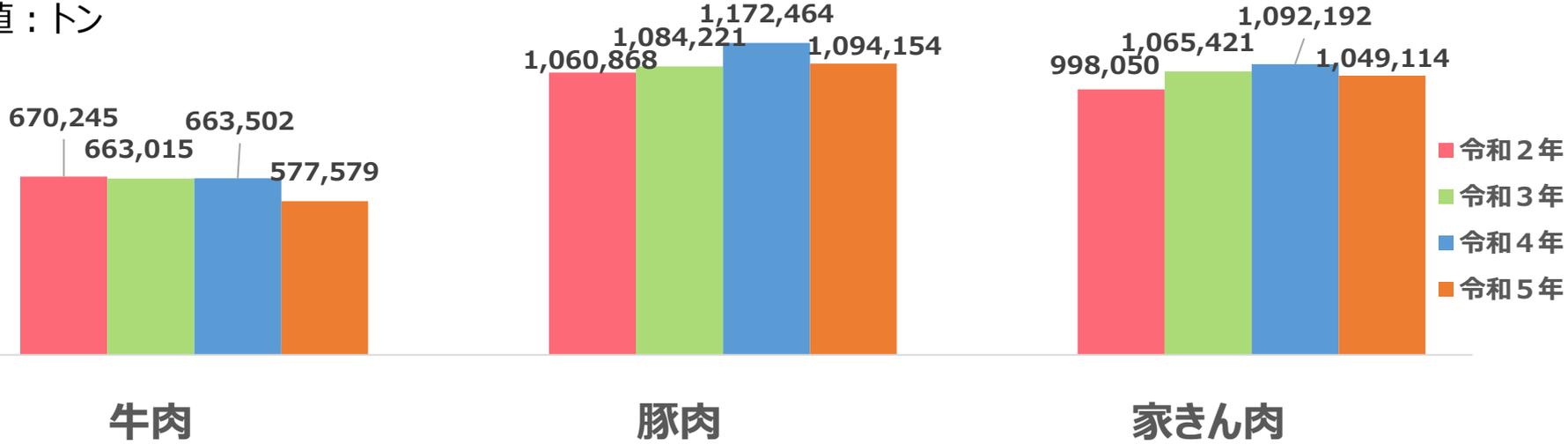
指定検疫物に該当する畜産物等

- (1) 卵
- (2) 骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱、臓器
- (3) 骨粉、肉粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉、臓器粉
- (4) 生乳、乳製品、精液、未受精卵、受精卵、糞、尿
- (5) ハム、ソーセージ、ベーコン
- (6) 穀物のわら及び乾草

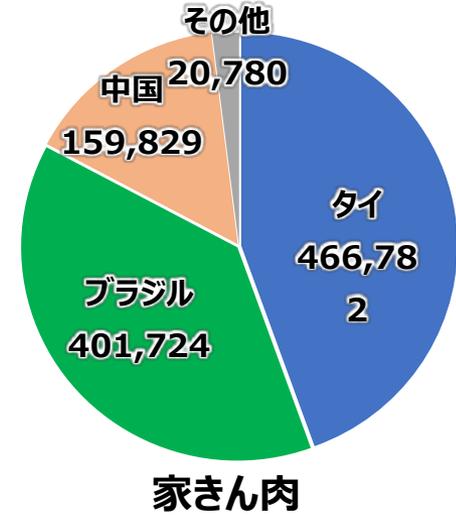
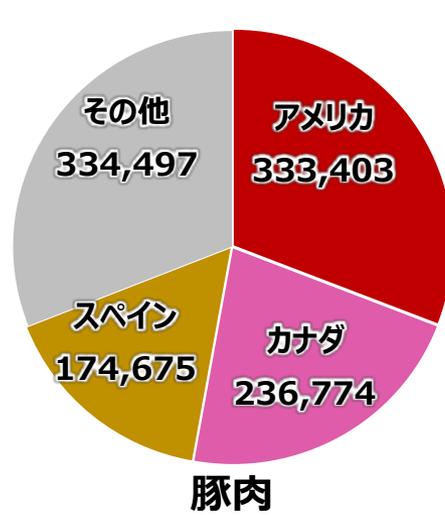
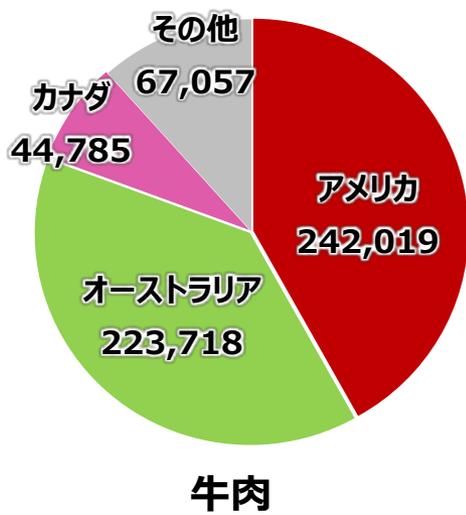
主な畜産物（肉類※）の輸入検査実績（令和5年速報）

※肉類は畜産物等のうち7割以上を占めるため、例示したもの

数値：トン

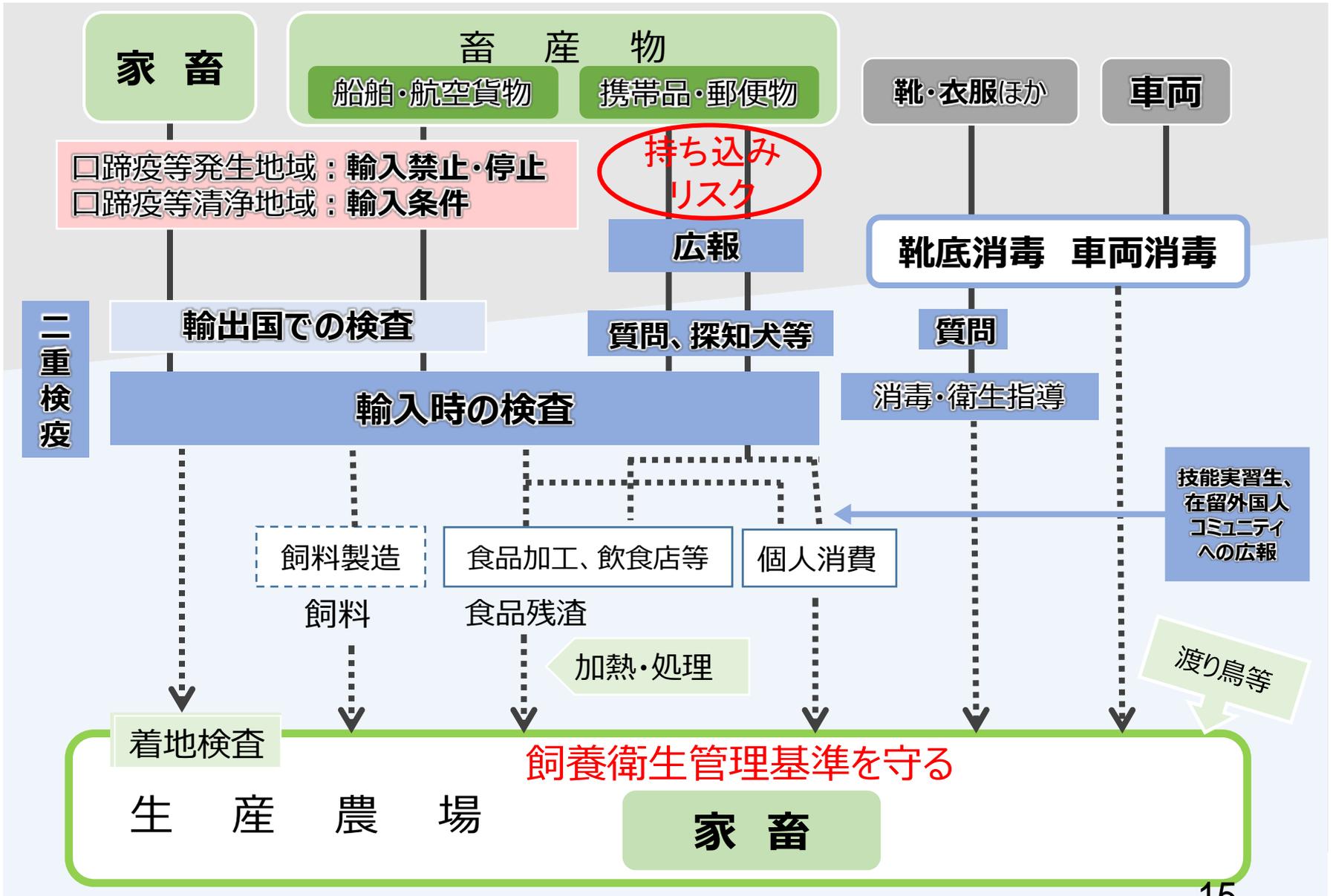


令和5年（速報値）国・地域別内訳



（加熱処理を含む）

家畜の伝染病の主な侵入経路と対策

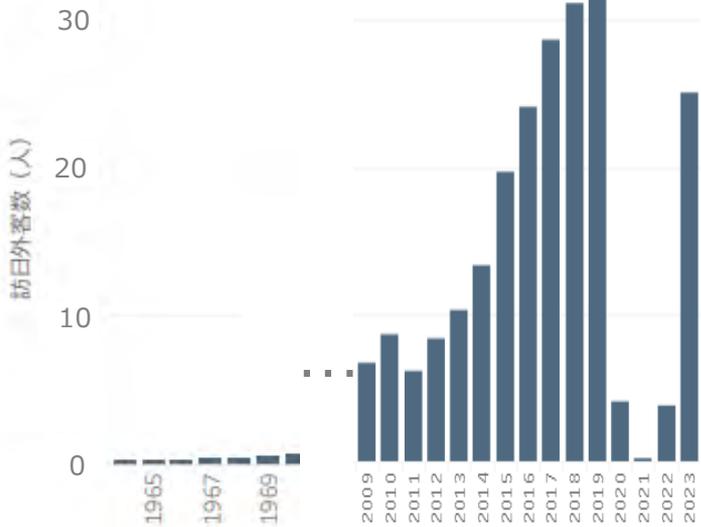


訪日外国人旅行者数の推移

(JNTO (日本政府観光局) 統計を元に作成)

(百万人)

訪日外客数・年別

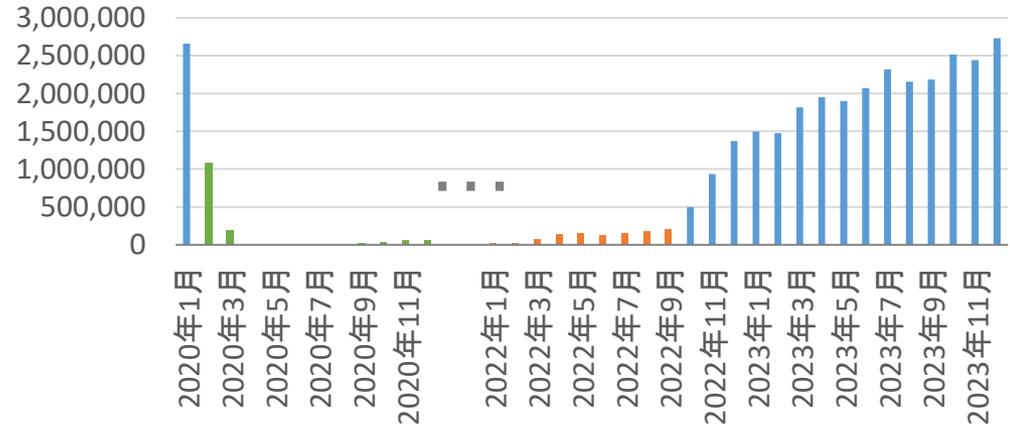


訪日外客数・月別 (2020年1月以降)

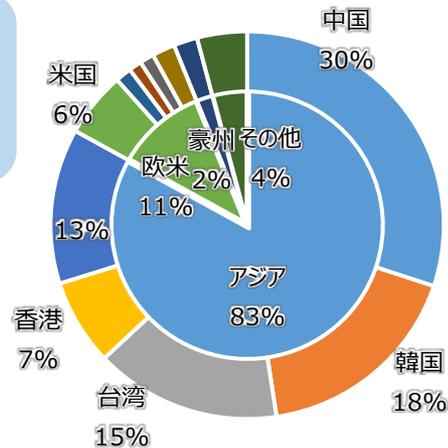
(人)

※2021年1月～12月は省略。

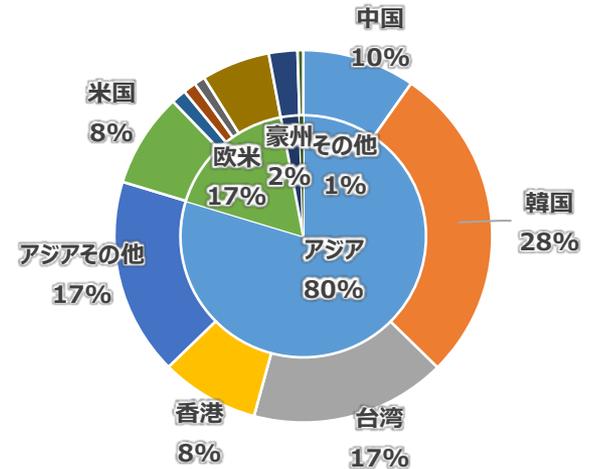
※推計値・暫定値を含む



訪日外客数政府目標：
2030年までに
年間6,000万人



2019年1月～12月 (訪日外客数：31,882,049人)



2023年1月～12月 (訪日客数：25,066,350人)

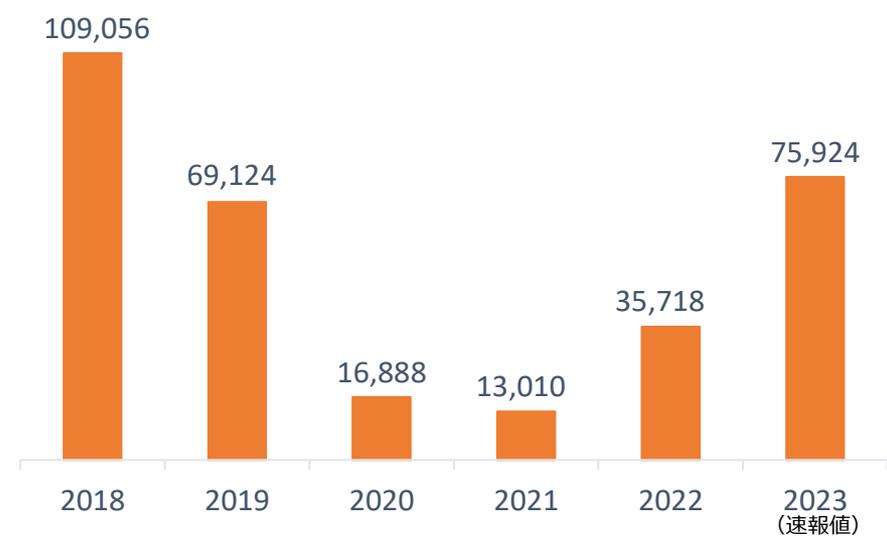
訪日外客数の国・地域別内訳 (2019年・2023年)

携帯品で持ち込まれた輸入禁止品等の摘発状況

携帯品による輸入禁止品等の件数（件）



携帯品による輸入禁止品等の数量（kg）



摘発上位国・地域の状況

<2022年>

	国・地域	件数（件）	重量（kg）
1	ベトナム	8,095	7,859
2	フィリピン	7,409	5,190
3	韓国	4,896	3,289
4	中国	4,212	2,683
5	タイ	4,052	1,784
6	アメリカ	3,799	1,346

<2023年（速報値）>

	国・地域	件数（件）	重量（kg）
1	韓国	25,065	9,886
2	中国	24,502	14,719
3	フィリピン	12,182	7,213
4	タイ	11,520	3,915
5	ベトナム	10,940	9,600
6	アメリカ	6,509	2,585

携帯品として持ち込まれる畜産物の検疫対応

携帯品として持ち込まれた畜産物からアフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の**ウイルスを分離**

モニタリング検査

検査対象：中国、韓国、台湾、フィリピン等からの牛、豚、鶏の筋肉、臓器等

国、地域名	ウイルス名	分離年	株種
中国	鳥インフルエンザ	2015年	H9N2 (3株), H1N2 (1株), H5N6 (1株), H5N1 (1株)
		2016年	H5N6 (1株), H7N9 (1株), H9N2 (1株)
		2017年	H7N9 (2株)
		2018年	H7N3 (1株), H5N6 (2株)
	アフリカ豚熱	2019年	2株
台湾	鳥インフルエンザ	2015年	H9N2 (1株)
		2018年	H5N1 (1株), H6N1 (1株)
フィリピン	ニューカッスル病	2015年	1株
	アフリカ豚熱	2020年	2株
ベトナム	ニューカッスル病	2016年	1株
	鳥インフルエンザ	2016年	H9N2 (2株)
		2018年	H5N2 (1株), H9N2 (1株)
		2019年	H9N2 (1株)
ミャンマー	ニューカッスル病	2020年	1株

- 中国、フィリピンから持ち込まれたソーセージ等の肉製品4件より**アフリカ豚熱のウイルスが分離**
- 中国、ベトナム、ラオス、カンボジア、フィリピン等から持ち込まれた携帯品より、アフリカ豚熱**ウイルスの遺伝子**を検出。

※150件(2024年2月末現在)



自家製ソーセージ
(青島から中部空港)



ソーセージ
(上海から中部空港)



豚肉ソーセージ
(北京から新千歳空港)



自家製餃子
(上海から羽田空港)



ソーセージ
(上海から羽田空港)



ソーセージ
(瀋陽から中部空港)



豚肉調整品
(ハノイから成田空港)



ソーセージ
(延吉から関西空港)

家畜伝染病予防法改正により強化された水際検疫について

- 平成30年8月の中国でのアフリカ豚熱（ASF）発生以降、アジアにおいて、19か国・地域に発生が拡大。
- 中国・ベトナム等から日本に持ち込まれた肉製品から、ASFウイルスの遺伝子を検出。
- ASFの我が国への侵入脅威が高まっているため、水際対策を強化し、家畜伝染病の侵入防止を徹底する必要。

法改正による強化

【令和2年7月1日施行】

- 質問・検査権限**：入国者の携帯品中の畜産物（肉製品等）の有無を、
家畜防疫官が質問・検査できるよう措置【法第40条第5項】
- 廃棄権限**：携帯品及び国際郵便物検査の結果、発見された違反畜産物について、
家畜防疫官が廃棄できるよう措置【法第46条第4項】
- 厳罰化**：輸入検査に関する**罰則を強化**（近隣諸国と比較しても最高水準）。
（輸入検査を受けない場合の罰金100万円【法第63条及び第69条】
→ **300万円（個人）**、**5,000万円（法人）**）

国際空海港における旅客に対する水際対策

出発国

機内アナウンス

日本

事前対応型広報

現地空港カウンターでポスター掲示、注意喚起



空港/港

出国前の情報提供



<海外向け情報配信>

- 現地SNS
- 海外メディア向けニュースリリース
- 多言語動画

現場対応検査



靴底消毒



多言語ポスター・リーフレット



税関との連携



口頭質問・通訳



動植物検疫探知犬



自主廃棄用BOX



動植物検疫カウンター

出入国在留管理庁との連携（慎重審査）

- 広報キャンペーン
- 入国者への情報提供



入国

動植物検疫探知犬の活動

動植物検疫探知犬とは…

- ・手荷物の中から動物検疫の検査を必要とする肉製品や農産物を嗅ぎ分けて発見する訓練を受けた犬
- ・日本では平成17年12月に成田空港に初めて導入 その後、主要空港を中心に導入している。
- ・令和2年度末に**140頭体制を構築**

参考：年度毎の動植物検疫探知犬配置総数

年度	H17	H27	H30	R1	R2
配置総数	2	18	33	53	140



動物検疫所Webサイト
「動植物検疫探知犬について」

aff 2023年11月号
「空港で嗅ぎ分ける検疫探知犬の活躍」

探知業務



対象物を発見すると、座り込んでハンドラーに知らせる。



ハンドラーからの知らせを受けた家畜防疫官（動物検疫所職員）が手荷物検査を実施。

探知対象物

肉類



餃子等の肉製品



ハム、ソーセージ類



果物



必要に応じてセキュリティタグ※と動植物検疫カウンターへの案内紙を装着

→旅客のカウンターへの案内の効率化

※無理に外したり、セキュリティアンテナの側を通ると鳴動するタグ

アフリカ豚熱対策の強化

1 相手国から持ってこさせない

- 中国、ベトナム、韓国国内のSNS、現地メディア、旅行代理店等を通じた注意喚起
- 多言語動画の配信
 - 動物検疫に関する動画をYouTubeで配信
(日本語、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、韓国語)
- 航空会社等への情報提供、ポスター掲示・機内アナウンスの依頼
 - 日本向け直行便で機内アナウンスを実施
(中国便・韓国便は全便数のうち約9割)
 - 一部の航空会社においては、現地の空港カウンターでポスターを掲示
 - 宅配会社にポスターやリーフレットを送付するとともに各社HPへの掲載を依頼
- 広報ポスターの掲示
 - 全国の空港や港などに多言語ポスター約1,000枚掲示
- 広報キャンペーン、報道機関を通じた注意喚起
 - 日本養豚協会（JPPA）と連携したキャンペーンを実施
- 在外公館を通じた、訪日外国人への注意喚起
(査証発給時のリーフレットによるお知らせ)
- 関係機関を通じて、外国人技能実習生に動物検疫制度を周知



広報ポスター



中国の空港カウンター
(ポスターによる案内)

2 日本に入れさせない

● 動植物検疫探知犬の増頭

- ・ 追加措置し、**140頭体制**に強化（**2021年3月末**時点）

● 畜産物の違法な持ち込みに対する対応の厳格化（2019年4月22日～）

- ・ 個人消費用やお土産用であっても、警察への通報又は告発の対象として**警告書を交付**（2019年4月22日～2023年12月31日の間に約**3,800枚**を交付）
- ・ **違反者情報をデータベース化**し、関係省庁と連携して対応（逮捕事例あり）

● 高リスク便に対する携帯品検査の重点実施

- ・ **検疫探知犬による探知や家畜防疫官による口頭質問**を重点的に実施
- ・ **税関と連携した検査を実施**

● アフリカ豚熱発生国からの豚由来畜産物の検査強化

- ・ 2024年2月末現在、携帯品畜産物（生に近くリスクの高い物）をPCR検査、**150件からアフリカ豚熱ウイルス遺伝子を検出**（うち4件からアフリカ豚熱ウイルスを分離）

● 国際郵便物の検査を強化

- ・ 検疫探知犬の活用を拡大

● 各空海港における靴底消毒及び車両消毒の徹底

● 船舶・航空機の食品残渣の適切な処理について、事業者への確認・指導を継続的に実施



検疫探知犬による探知活動

3 農場に入れさせない

● 野生イノシシ対策を見据えたごみ対策の協力依頼

- ・ 環境省及び国交省を通じて、野生動物がいるような公園でのごみ対策の協力依頼を自治体、関係部局等に通知

● 食品原料に由来する飼料の加熱について都道府県や生産者団体等を通じて農家に徹底